

複数業務要因災害として考えられる例

<事例>

請求人は、食料品の販売を行っているA社に所属し、店長として勤務していた。  
A社での月の時間外労働時間数は、毎月60時間程度であった。

請求人は、生活費が必要だったため、深夜にB社で、道路工事現場の誘導員の仕事を始めた。B社の仕事に慣れてくると、平日、A社の仕事を終えた後、週3日、夜間に4時間程度仕事を行うようになった。

その後1か月半経過した頃、請求人は、脳出血を発症した。

請求人が脳出血を発症した直前1か月の時間外労働時間数について、A社とB社の労働時間を通算すると、月の時間外労働時間数は約110時間だった。

労災請求について、請求人は、「Aの業務の負荷が大きかったと思っているが、Bの業務もあわせて長時間労働になっていたことも関係していると思う。」と申述している。

【業務災害についての取扱い】・・・A社とB社の労働時間は合算されない

A社の業務単独で月60時間程度の時間外労働があった。

B社の業務単独で時間外労働はない。

→「業務外」となる

【複数業務要因災害としてみると】・・・A社とB社の労働時間を合算する

A社とB社の労働時間を合算すると、発症前1か月の時間外労働時間数は、約110時間だった。

→複数業務要因災害として労災認定される